

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱

制定 平成 8年4月 1日 要綱第 21号
改正 平成18年3月 31日 要綱第 43号
改正 平成24年5月 30日 要綱第 168号

(目的)

第1条 この要綱は、住宅に困窮する障害者に対して、社団法人東京都宅地建物取引業協会品川支部（以下「宅建品川支部」という。）の協力により住宅のあつ旋を行いまた転居資金の一部を助成することにより、障害者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者および要件)

第2条 住宅あつ旋を受けることができる者は、身体障害者手帳4級以上または愛の手帳3度以上の者であって、単身世帯または障害者を含む世帯で、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 次のいずれかの事由により住宅に困窮していること。
 - ア 立ち退き要求を受けていること。
 - イ 保安上危険または保健衛生上劣悪な状態にある住宅に居住していること。
 - ウ 障害者が障害の程度等の変化により現在の住宅に居住困難となった場合。
 - エ 更生援護施設等から自立を目的として退所しようとする者で、住宅を確保するのが困難なもの。
- (2) 品川区内に引き続き2年以上住所を有すること。
- (3) 独立して日常生活を営むことができ自炊可能であること。
- (4) 障害者本人（20歳未満の者にあつては、国民健康保険法による世帯主または社会保険による被保険者）の所得の額（1月から6月までは前々年所得、7月から12月までは前年所得。）が別表第1に定める額以内であること。
- (5) 品川区内の民間賃貸住宅へ転居できること。
- (6) 65歳以上の者については、高齢者の住宅あつ旋と重複して申請していないこと。

(所得の範囲および所得の額の計算方法)

第3条 前条第4号に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は、心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113

号)の例による。

(あつ旋申請)

第4条 住宅あつ旋の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、障害者住宅あつ旋申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。

(あつ旋決定)

第5条 区長は、前条の申請を受けたときは、第2条に規定する資格要件を調査し、あつ旋の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定によりあつ旋を決定したときは、障害者住宅あつ旋決定通知書(第2号様式)により、あつ旋をしないと決定したときは、障害者住宅あつ旋却下通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(あつ旋依頼等)

第6条 区長は、あつ旋の決定をしたときは、宅建品川支部に住宅情報提供依頼書(第4号様式)によりあつ旋の依頼をする。

2 区長は、宅建品川支部からあつ旋があったときは、当該住宅を確認のうえ、申請者あて住宅あつ旋提供通知書(第5号様式)により通知する。

(保証会社の利用)

第7条 前条第2項の通知を受けた者は、当該通知を受けた住宅の賃貸借契約を締結する場合において、当該賃貸借契約に必要な保証人を確保することが困難であるときは、区と「品川区高齢者等住宅あつ旋事業に係る家賃等債務保証制度の実施に関する協定書」を締結した保証会社(以下「保証会社」という。)を利用することができる。

(助成金の範囲および限度額)

第8条 助成金の範囲および限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

ただし、立退要求に基づく立退料、生活保護法による一時扶助(敷金等)または他の制度による助成がある場合には、立退料等を控除し助成額とする。

(助成金の交付申請)

第9条 第5条の規定によりあつ旋の決定を受けた者(以下「対象者」という。)が、住宅提供者と賃貸借契約をしたときは助成金交付申請書(第6号様式)および請求書(第7号様式)に次の書類を添付して助成金の交付申請をすることができる。

(1) 賃貸借契約書の写し。

(2) 前号の契約を締結する際に支払った敷金、礼金、権利金および仲介手数料の計算書およびその領収書。

(3) 保証会社の初回保証委託料領収書(保証会社と保証委託契約を締結した対象者が、初回保証委託料に係る助成を受けようとする場合に限る。)

(4) その他区長が必要とする書類。

(助成金の交付決定)

第10条 区長は、前条の交付申請を受けたときは内容を確認し、助成金の交付を決定するものとする。

2 区長は、前項により助成金の交付を決定したときは、助成額決定通知書(第8号様式)により対象者に通知する。

3 区長は、対象者が死亡または行方不明のため賃貸料が滞った場合、前項による助成額決定通知書の基本額の2カ月の範囲内で賃貸人に補償することができる。ただし、保証会社と保証委託契約を締結した対象者が死亡または行方不明のため賃貸料が滞った場合にあつては、この限りでない。

(助成金の交付取消し)

第11条 区長は、対象者が次の各号の一に該当する場合は、助成金交付決定を取り消すことができる。

(1) 第2条の要件を欠いたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) その他区長が助成することが適当でないと認めたとき。

(助成金の返還)

第12条 区長は、助成金の交付決定を取り消したときは、対象者に対して既に交付されている助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

(退去の連絡)

第13条 移転、死亡等により賃貸借契約が消滅したときは、賃貸人および本人は区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項に基づく報告を受けた場合は宅建品川支部に対しすみやかに通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

別表第1（第2条第4号関係）

	所得限度額
障害者本人	所得が心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号）第2条に規定する額

別表第2（第8条関係）

助成区分	礼金等助成	仲介手数料助成	初回保証委託料助成
助成 限度額	賃貸料の2カ月分に相当する額以内	賃貸料の1カ月分に相当する額以内	初回保証委託料の実費額
	ただし、助成対象の賃貸料は、ひとりぐらし世帯月額35,000円、障害者を含む世帯55,000円を限度とする。		ただし、50,000円を限度とする。

第2号様式（第5条関係）

品川区障害者住宅あつ旋決定通知書

年 月 日

様

品川区長



年 月 日付で申請のあった品川区障害者住宅あつ旋について、品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づきあつ旋をすることに決定しましたので通知します。

第3号様式（第5条関係）

品川区障害者住宅あつ旋却下通知書

年 月 日

様

品川区長



年 月 日付で申請のあった品川区障害者住宅あつ旋について、
下記の理由によりあつ旋を却下したので通知します。

記

却下理由

第4号様式（第6条関係）

住宅情報提供依頼書

依頼月日	年 月 日	依頼番号	年度-No.	
依頼者の状況	年齢 歳、 男・女、 現在地域（ ）			
	借家・借間・アパート・その他（ ） 現家賃 月 円・ 共益費 月 円			
障害の状況	視覚障害・聴覚障害・言語障害・肢体不自由・内部障害・知的発達障害			
日常生活状況	全て自分でできる・時々他人の世話を受ける・常に他人の世話を受ける			
申請理由	1 立ち退き要求を受けている（期限 年 月 日）			
	2 住宅事情が悪い 3 その他（具体的に記入） _____			
身元保証人	続柄	居住地	区内・区外・都外	
同居家族数	人（本人含む）	配偶者・兄弟（姉妹）・親子・（ ）		
希望条件	広さ	居室 畳	設備	流し・台所・押入・便所・浴室・ベランダ・空調
	家賃	円	階数	1階・何階でも可 地域
特記事項				
希望転居時期	年 月 日頃まで・ その他（ ）			
備考				
希望条				
	畳	家賃	月額 円	
特記事項				
確認	上記の状態であることを確認する。 年 月 日 調査職員氏名			

依頼者住所氏名	品川区	電話
---------	-----	----

処理経過	受付日	年 月 日 →	宅建送付日	年 月 日
	宅建回答日	年 月 日 →	本人回答日	年 月 日来所・電
	契約日	年 月 日 →	入居日	年 月 日
	新住宅	住所 取扱業者名 賃貸人		電話 電話 電話

第5号様式（第6条関係）

住宅あつ旋提供通知書

年 月 日

様

品川区長

印

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、下記のとおり住宅をあつ旋いたしますので通知します。

記

あつ旋住宅所在地	品川区 丁目 番 号 方・荘					
住 宅 条 件	間取		階数	階	家賃	円
	設備	流し・台所・押入・便所・浴室・ベランダ 空調・その他（ ）				
居 室 提 供 者	氏名		電話			
	住所					
仲 介 者	名称		代表者			
	住所					

第6号様式（第9条関係）

品川区障害者住宅あつ旋助成金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所 品川区
 氏 名 _____
 電 話 _____
 生年月日 _____年 月 日 歳

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、礼金等助成金および仲介手数料助成金の交付を受けたいので申請いたします。

礼金等助成金交付申請額	算 出 方 法
円	礼金・権利金 円（ 月分） （賃貸料 円）
仲介手数料助成金交付申請額	算 出 方 法
円	礼金・権利金 円（ 月分） （賃貸料 円）
初回保証委託料助成金交付申請額	算 出 方 法
円	初回保証委託料 円 （助成限度額 50,000 円）
控 除 額	算 出 方 法
△ 円	立退料または 一時扶助（生保） 円（ 月分）

第7号様式（第9条関係）

請 求 書

金額	百	十	万	千	百	十	円

ただし、住宅あつ旋事業にかかる助成金

家賃月額 円
 権利金 カ月分
 仲介手数料 カ月分
 初回保証委託料 円
 @ × カ月 + @ =

仮受居室所在地	品川区 丁目 番 号			方・荘
契約年月日	年 月 日	家賃	月額	円
居室提供者	氏名		電話	
	住所			
仲介者	名称		代表者	
	住所			
家賃等保証債務受託者	名称		代表者	
	住所			

上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

請求者 住 所 品川区 _____

氏 名 _____ ㊟

第8号様式（第10条関係）

品川区障害者住宅あつ旋助成額決定通知書

年 月 日

様

品川区長 印

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、礼金等の助成額を下記のとおり決定したので通知します。

助 成 額 _____ 円

種 別	金 額	算 出 方 法
礼金等助成額	円	基本額 円×2カ月
仲介手数料助成金	円	基本額 円×1カ月
初回保証委託料助成額	円	限度額 初回保証委託料実費額 50,000円 ≤ 円
控 除 額	△ 円	